

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上尾市長 島山 稔

## 上尾市条例第16号

### 上尾市介護保険条例の一部を改正する条例

上尾市介護保険条例（平成12年上尾市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「20, 170円」を「21, 535円」に改め、同項第2号中「28, 239円」を「34, 003円」に改め、同項第3号中「47, 065円」を「51, 761円」に改め、同項第4号中「55, 805円」を「68, 007円」に改め、同項第5号中「67, 236円」を「75, 564円」に改め、同項第6号中「75, 976円」を「90, 676円」に改め、同号ア中「いい、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」を「いう。以下この項において同じ。）」（に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「84, 045円」を「98, 233円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「100, 854円」を「113, 346円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「114, 301円」を「128, 458円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「124, 386円」を「143, 571円」に改め、同号ア中

「500万円」を「520万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第12号イ」を加え、同項第11号中「134,472円」を「181,353円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 158,684円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 173,797円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市介護保険条例第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。